

福島自立更生促進センターに関する 地域懇談会第5回議事録

1 開催日時 平成22年1月18日(月)
午前9時30分から午前11時35分まで

2 開催場所 福島市市民会館 301号室

3 出席者(順不同, 敬称略)

(1) 委員

伏見 貞 俊
田中 義 一
藪内 郁 子
栗原 清一郎
吉成 健 二
熊坂 良 太
浪岡 真 澄
秋山 智 樹
尾形 哲 夫
生島 浩
須藤 善 三
渡辺 園 子
佐藤 俊 道
佐藤 喜市郎
渡辺 祥 文

以上 15 名

(2) オブザーバー

福島県生活環境部
福島警察署生活安全課
福島市健康福祉部

(3) 事務局

法務省保護局
東北地方更生保護委員会
福島保護観察所

4 地域懇談会議事の内容

別添『「福島自立更生促進センターに関する地域懇談会」第5回会合』のとおり。

「福島自立更生促進センターに関する地域懇談会」第5回会合

日時：平成22年1月18日（月）

午前9時30分～11時35分

場所：福島市市民会館3階会議室

発言者	(内容)
事務局	<p>皆様、おはようございます。</p> <p>本日はお忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。まだ到着されていない委員の方もいらっしゃいますけれども、定刻になりましたので、ただ今から「福島自立更生促進センターに関する地域懇談会」第5回会合を開催いたします。</p> <p>それでは、座長さん、進行をよろしく願いいたします。</p>
座長	<p>それでは、今年初めですので、あけましておめでとうございます。よろしく願いいたします。</p> <p>昨年10月から行われておりました自立更生促進センター地域懇談会、4回を終わりました、今日が5回、最後の懇談会となります。皆様方からの意見もどしどし出していただきまして、本当に福島市のため活性化に結びつけられればいいのかなと思っております。</p> <p>今日も2時間の予定で進めさせていただきます。その中で、まず今までの意見をまとめた意見集を事務局から話をいただきまして、その後、また意見交換、そして、この先どのように展開していくか、また、今回、5回の懇談会に参加していただき、皆さんの感想も述べていただきたいと思っております。</p> <p>それでは、懇談会に移りたいと思います。3番、論点及び意見整理について、事務局からお願いいたします。</p>
司会	<p>それでは、事務局から論点及び意見整理について意見を説明させていただきますのでよろしくお願いします。</p>
事務局	<p>おはようございます。年末年始でお忙しい中、第4回、第5回と、御出席をいただきましてありがとうございます。本日、第5回、当初お示しいたしました日程案の最終回ということになります。</p> <p>最初に、これまで本当に数多くの御意見や御質問などをいただいております。そのすべてにお答えするというわけにはいきませんが、まず、最初に私から、これまでいただきました御意見あるいは御質問の中から、主なもの、これというものに絞りまして、論点を御説明させていただければと思います。その上で、この地域懇談会の中でいただきました御意見を私ども事務局でまとめておりますので、これについて、後ほど</p>

簡単に御説明させていただくというようなことで、この論点及び意見整理につきまして進めさせていただければと思います。

最初に、大変恐縮ではありますが、パワーポイントを使いまして説明させていただきます。補足の御説明ということでございます。いくつかありまして、まず初めに、この懇談会におきまして、入所者選定の問題につきまして御意見がありました。改めてここで私どもといたしまして現時点で考えております入所者選定の基準などにつきまして御説明をさせていただければと思います。

要点だけを申し上げますと、現時点で考えております私どもの選定の基準は、刑務所内での成績が良好である、そして、仮釈放を許され、もちろんセンターでございますので親元・親族のもとや民間の更生保護施設などの帰る場所がないということ。それから、仮釈放を許され集団生活への適応が見込まれる。そして、刑務所に入る前に東北6県または北関東4県で生活をしている、あるいはセンター退所後に、東北6県または北関東4県において生活する予定がある。これらの諸条件に合致する者ということが大前提ということでございます。

以上に加え、以上の基準を満たしていても入所させない類型としまして、私どもは4つの類型を想定しております。1つが、子どもを対象とした犯罪を行った者ということでございます。子どもというのは13歳未満、そのお子さんを相手とするどのような事件であっても、例えば、比較的軽微な、けがもさせていないような程度の乱暴行為を行った者につきましても、これは子どもを対象とした犯罪を行った者として入所させません。それから、依存性の進んだ覚せい剤事犯ということでございます。依存性につきましては、この懇談会でも議論があったところでございますが、例えば、これまで覚せい剤違反でもって何度も刑務所の入所を繰り返している者であるとか、あるいはたまたま、刑務所入所こそないものの使用歴等が大変長い者、それから、幻覚・妄想のような精神症状が出現している者、こうした者が依存性の進んだ覚せい剤事犯者に該当するわけです。

この依存性の判断に際しましては、仮釈放を決定いたします地方更生保護委員会、ここの委員が慎重に判断するわけですが、その際、必要に応じまして精神科のお医者さんの診断を受けさせ、その結果等を参考にいたしまして、依存性が進んでいるかどうか、その判断に役立てたいと、そのように考えております。

それから4つ目が暴力団の関係者です。これは現役の組員はもちろんですし、暴力団との関係が認められるような者は決して入所させないということです。

そして最後に性犯罪者。これは、本件罪名が強制わいせつ、あるいは強姦というもの、これには未遂も含むわけですが、そのみならず、動機が性的な欲求に基づくようなもの、例えば下着を盗んだ窃盗事犯であ

るとか、そういった目的のためにお宅に忍び込むような住居侵入、こういったものを含む、いわゆる性犯罪という広い意味でとらえています。

こういった4類型については入所させないということを私どもとしては打ち出させていただいております。

これに対しては、この地域懇談会でもこうした御質問があったのではないかと思います。もし仮にこういった4類型を入所させないとした場合、センターの存在意義がなくなってしまうのではないかという、そのようなご意見であったと思います。

しかし、私どもの結論から申し上げますと、仮にこのような厳しい条件設定をして入所者の除外類型を設けたといたしましても、十分にセンターの意義が発揮できるだろうと考えます。というのは、このセンター入所を必要とする者は、こういった類型を除いたといたしましても極めて多数いるからでございます。

それを私どもとして試算したところ、福島のセンターが仮に入所を開始したとした場合ですが、今の基準に該当するのは年間で大体400人以上いるだろうというふうな計算でございます。440人というのはざっと計算したもののなのですけれども、このうち福島へ帰ることを希望しているのが大体140人くらいです。年間440人というのは東北・北関東、そのうち福島に絞ると大体140人くらいの者が該当してきます。

現状におきましては、満期で釈放された方たちというのは私ども国の監督や指導が及びません、いわゆる自由人であるということになりまして、現状ではそうした人たちが定職なく、定住もできないまま、街なかで大変危険な状態にあるのであると、そのように推測されるわけでございます。

それから、ここはあくまでも参考のデータです。公表されたデータですが、福島刑務所では年間670人、と申しますのは、415足す255で670人が、平成20年の場合出所しているのですが、そのうち満期で出ている人は420人です。仮釈放のほうが少ない。満期の方は、先ほど申し上げましたが、いわゆる自由人として釈放されておりますので、私ども国の監督指導はやはり及ばないということで、こういった方が福島刑務所から釈放されているというのが現状でございます。あとで御質問があれば、入所者選定の方法等、詳しい説明をいたします。先ほどのお話でいえば、いったんセンターに入所した上で、いずれまた、その140人という方はそもそも福島を希望した方ですが、それ以外の人たちは、当然ですが、本来生活を希望している県外等に、私どものセンターが調整して新たな生活を県外で送るというイメージでございます。

それから、これは先だっの生島教授のお話にもありましたが、現状においても保護観察期間中の再処分率は0.7%、そのうち実刑を受ける者は0.4%、いわゆるリスク論について言えばこういう数字が現状でございますし、この数字に甘んじることなく、自立更生促進センターでは

濃密な指導監督などによりまして、この再犯率を限りなくゼロに近づける、そういうための施設であります。

少し抽象的な話が続いています。これは誤解を生む恐れもありますので、こういう具体的な事例というものはこれまであまり出していなかったのですが、やはり、性犯罪者はやめるとかいろいろ言って、実際残るといふこの440人はどんな人なのかと、私も終わった後に御質問を受けましたので、それにお答えしたいと思います。

(以下、事例紹介…省略)

以上、主に入所者の選定基準に絡むいくつかの御質問へのお答えでありました。

もう1つ、既にオープンしているほかの自立更生促進センターなどの現状について明らかにできないか、その上で、そういった先行施設の経験に学ぶことが必要なのではないかという意見をいただいております。これを若干説明させていただきます。

今さらながらでございますが、全国にこの6つの計画ないし既に運営が始まっている施設がございます。ただ、これから御説明する3センターについてですが、ひとつお断りといひますか強調しておきたいことがございまして、これはあくまでもセンター構想というものは国の重要施策でありますし、全国区のものでございますけれども、それぞれのセンターの運営の実情というものは、その地域地域の実情によってだいぶ異なっております。さらに、それぞれのセンターの目的・趣旨が異なるということもあります。一方で、その地域の問題、どうやって地域の皆様と本当に共存共栄する関係を持ちながら地域の方に説明できるかというところを、既にオープンしている施設においても模索している状況でございます。したがって、あるセンターでこれがいいのだといったこと、それがほかのセンターにそのままストレートに当てはまるかといひますと、私どもは決してそのように考えているわけではございません。そこだけはあらかじめお断りさせていただければと思います。あくまでも御参考までの御紹介を申し上げたいと思います。

まず、主に農業等の職業訓練を実施する就業支援センターについてですが、少年のための施設が北海道の沼田町、成人向けの施設が茨城県ひたちなか市にございます。それから、重点的・専門的な処遇を実施する自立更生促進センターでございますが、京都・福岡につきましては皆様御案内のとおり計画段階で凍結した状態が今なお続いております。北九州の自立更生促進センターにつきましては、昨年6月に開所いたしまして、7月から入所を開始いたしております。

まず最初に沼田町の就業支援センターについてですが、沼田町の就業支援センターは、第1回の説明でも申し上げましたが、旭川市の北西部、車でおよそ1時間ほどの距離でございます。雨竜郡沼田町というところでございます。最寄り駅はJRの留萌本線の石狩沼田駅、昔NHKの連

ドラの『すずらん』の舞台です。町役場がございまして、そこから約 200 メーターくらいの市街地に建っております。平成 19 年の 10 月に開所いたしました。

ここでは農業実習、それから将来の就業に意欲を持っている少年院の仮退院者が、原則として 1 年間、沼田町が設置運営して下さいます就農支援実習農場で農業実習を行います。職業訓練の委託でございますけれども、それで将来の自立就業につなげていこうというセンターでございます。

これが実際の写真ですが、この町の就農支援実習農場のうち、シイタケ栽培施設というものがございまして。ここでの栽培・収穫、これは入所している少年ですが、その様子です。こちらは、やはり町の就農支援実習農場の肉牛の肥育場です。そこで肉牛の肥育を行っているところで。こちらは、やはり町の実習農場の畑作場がございまして、これはジュース用のトマトではないかと思うのですが、野菜の栽培です。また、昨年からはハウスもので、イチゴを始めました。

それ以外に少し御紹介しますと、町の地元では女性の会員から成ります「すずらんの会」というものがございまして、この女性会員の皆さんが大変支援してくださっています。これは食事会、こちらはそば打ちの体験です。こういうことをやったことがない子ばかりです。特に女性の「すずらんの会」の皆様というのは、お母様方がほとんどであります。一言で言いますとみんな不遇な生育歴の子たちが多いわけで、こういうところで本当に家庭の味とかお母様のぬくもりみたいなものを体験すると、やはり表情などが変わってまいります。生活に潤いが出てくると思います。

それから、これは「夜高あんどん祭り」といまして、北海道三大あんどん祭りの一つに数えられており、8 月下旬の 2 日間、あんどん十数基が、街なかを練り歩きます。6 月ぐらいから準備するのですが、これも少年たちが町の人たちと一緒にあんどん作りから当日まで参加させていただいております。

こちらには青年の会がありまして、その「明日萌の会」という青年の会で、就業センターの支援のボランティアを行っております。夜、体育館でバスケットボールをやりまして、それに少年たちが出ているところです。

こちらは A 君ですが、沼田町で成人式を迎えることができました。無事に社会で成人式を迎えられるということは、実は我々が扱っている少年にとっては大きな意義のあることです。

これは町の大運動会で、おとしなのですが、この A 君は足が速く、リレーなどで走りまして赤組が優勝したときの写真です。

次が茨城の就業支援センターです。こちらは茨城県のひたちなか市に設置しまして、将来農業に従事する意思のある成人の仮釈放者、満期釈

放者などを受け入れます。ここは原則として6月間でございますが、県内の農業者のもとで職業訓練を受けさせて、農業による自立を図っているところです。これは昨年9月の開所の模様です。

センターの設置と運営を私ども法務省がもちろんやるのですが、厚生労働省が職業訓練を委託、農林水産省が農業者の開拓、それから厚生労働省と農水省の所管でセンターを出た後の支援、この3省連携でもって計画し、事業を進めているということに特徴がございます。

ここは、昨年9月に開所と申しましたが、10月から第1期の職業訓練が始まっております。これは畑作、いわゆる露地物野菜の実習をしているところでございます。雨の中ですが収穫をしております。

農業訓練以外でも、これは保護観察官ですが、集団処遇、グループワークをやっております。やはりこれも生活指導、生活技能訓練です。それから、地域の保護司さんや更生保護女性会からの応援も色々行き届いております。決して豪華ではないのですが、こういった手料理をおもてなしいただいたり、地元更生保護女性会の先生方には生け花をやっていただくということで、入所している訓練生からは大変好評を博しております。

最後は北九州の自立センターでございまして、ここはやはり新聞報道等で大きく報じられましたが、昨年の6月に開所し、7月から入所を開始しているところでございます。北九州市の小倉北区という所でございます。成人男子の施設、趣旨は福島のセンターとほぼ同様のものです。

こちらがセンターの全景です。こちらは居室です。こちらが一人部屋で、こちらが二人部屋でございます。民間の更生保護施設では受入れ困難な者ということ、このあたりは全く同じでございまして、福岡保護観察所北九州支部の分室という形となっています。

ここは、一つ特徴といたしましては、北九州のブロックにある保護司会の連合会組織のようなものがございまして、その保護司組織のセンターが併設いたしており、保護観察官だけではなく、保護司の先生方からも常時御支援をいただいております。そういう運営になっております。

地域の安全対策ということでございます。センター開設に伴いましては、いろいろな安全対策を講じさせていただいたわけでございます。この安全対策というのは、入所者が何かするのではないかということへの安全対策というよりも、むしろ地域の防犯を向上させるという趣旨でございます。

これは防犯灯でございます。こちらは電柱につけるタイプでございまして、上の部分は同じです。こちらに見えると思いますが、「仮出所施設開設反対」という看板が今も出ております。昼間はこうでございまして、夜はこういうものです。今はこの青色の防犯灯が大変効果があると言われてございまして、青色の防犯灯を設置させていただきました。夜間に点灯した状況です。それ以外にも、民間の警備会社に委託してござい

して、これは昼間なのですが巡回警備、これは車でやったり、ガードマンが徒歩でやります。夜もやります。これは先ほども申し上げましたが、昼間はもちろんこのセンターに入っている人たちはみな仕事に出ております。夜は夜でこの巡回警備が行われておりますが、門限が9時ですので外に出ておりませんので、これはどちらかという地域防犯に役に立つようなそういったパトロール、センターがあることによってこの地域の安心安全が、地元の皆様の安心・安全感が少しでも増せばという趣旨で、こういうことをさせていただいております。

これは地域への貢献としました。昨年来、既に7人入っております。1月にもまた3人入る予定になっております。2人が自立資金を蓄えてアパートなどに移っております。入っている間は、やはり色々な活動をしているのですが、その一つが地域貢献活動ということで、清掃をやったり、近くの公園の草刈りなどをさせていただいております。職員が一緒になってやるということです。

これはセンターでの生活の一コマでございます。仕事先あるいは最寄りの駅まではセンターの車で送迎をいたしております。一方、ここも、やはり地元の更生保護女性会や、センターの事務所ということになっていますが保護司さんたちがいて、昨年暮れにもちつき大会をやりました。そのときの模様です。女性会の先生方がお手伝いしてくれています。今、九州や各地方から更生保護関係者が参観に来ております。沼田町でも開所以来、地元で全国から2,000人くらいの更生保護関係者が来まして、農場見学などをさせていただいております。こちらも今、九州管内の内外からも参観に来ております。これは昼食を試食する会です。

そんなようなことですが、もちろん、この北九州のセンターですが、明るい話ばかりではございません。正直いってなかなか厳しい状況もいくつかございます。

一つはやはり、処遇内容の一層の充実を図らなければいけないということで、今、職員が一丸となってやっております。就職活動などに特化した生活技能訓練ですとか内観療法を取り入れております。

これは、地元の方、事業者あるいは市の関係者とか地域の方々にお入りいただきまして、運営連絡会というものを第三者機関として立ち上げたいのですが、今、この準備会のところにとどまっております。反対の立場にある事業者の方にこれへの参加を呼びかけているというようなこととなります。私どもといたしましては、1日も早く、決してその日は遠くないのではないかと実際思っておりますが、運営連絡会へ格上げをしたいと思っております。

それから、これは申すまでもなく地域の方々の理解促進をいっそう図っていく、また、全国的に今は大変厳しい雇用情勢でございますので、退所後の円滑な自立というものを図って、雇い主さんの関係、就労支援の方法などをよくしていきたいと思っております。そのような課題があ

	<p>るのが現状でございます。何とか辛うじて漕ぎ出しておりますが、北九州の現状はこのようになっております。</p> <p>私からの説明は以上でございます。ありがとうございました。</p>
事務局	<p>続きまして、資料4で出ささせていただきました「福島自立更生促進センターに関する地域懇談会」意見集の案でございます。</p> <p>事務局で、これまで出た意見等をこういう形でまとめさせていただいたものでございます。簡単に説明をさせていただきます。</p> <p>福島自立更生促進センターは、福島保護観察所に設置される宿泊施設であり、刑務所等での成績が良好で自立・更生の意欲が高いものの、親族のもとや民間の更生保護施設など、帰る場所がない者を対象として、刑務所から仮釈放して受け入れ宿泊させながら、保護観察官が直接濃密な指導や援助を実施することにより、入所者の自立更生を促進し円滑な社会復帰につなげ、これらの人が再犯に至るのを防止することで、ひいては安全・安心な地域づくり、国づくりを図ることを目的としています。</p> <p>平成21年3月に、福島市議会から国に対して「自立更生促進センターに関する意見書」が提出されました。これを受けまして、福島自立更生促進センターに係る施設運営計画の説明を十分に行い、市民の理解や合意形成を得るため、センターの意義、運営・管理体制並びに安心・安全なまちづくりや地域貢献の施策等について一層の説明責任を果たすとともに、広く情報公開を行うことを目的として、同年10月、「福島自立更生促進センターに関する地域懇談会」が立ち上げられ、本日まで5回に及び会議を開催してまいりました。</p> <p>この懇談会において、委員及び意見陳述者から出された主な意見は次のとおりでございます。項目一つ一つは読み上げませんが、4つの項目で整理をさせていただきました。1ページのところでは説明責任についてということでもまとめさせていただき、2ページでは設置について、さらに3ページは入所者について、4ページ、最後は運営の在り方について、一応この4つの項目ということでもまとめさせていただいたのが、この意見集でございます。</p> <p>私のほうからの説明は以上でございます。</p>
座長	<p>ありがとうございました。</p> <p>今、事務局から、皆さん方の質問に対する回答の部分、実例を使って御紹介いただきました。また、自立更生促進センターの方針的なものについてのお話をいただきましたが、これに対して皆さんのほうから質問等がありましたらお受けしたいと思っております。挙手にてお願いいたします。</p> <p>B委員。</p>
B委員	<p>今の資料4ですけれども、こちらの3ページ、ちょうど真ん中あたりになりますが、「センターは保護観察所のすぐそばに所在しており、安</p>

	<p>心・安全のためによい場所ではないか。福島を拠点として全国に発信していけるように、どうすればよいか、皆で話し合っていけばよいのではないかとありますが、私はこれと全く反対の意見です。第3回、第4回にも意見をしていますので、大事なことが抜けています。これは多分、公式な形で残るような形の書類だと思うので、是非というか必ず入れていただきたいと思うのですけれども、3回目、4回目で私が語ったということは、「センターは文教地区にある。現状の場所や運用方法では反対署名をした9万名を含めた地域住民・学校関係者を納得させるものではない。もし、福島での開所を目指すならば、全国でも受け入れることのできる施設を検討していただきたい。さもなくば福島でのセンター以降全国に広がらない。そうすると日本全体としての更生保護につながらない。勝手につくってしまった施設を、小手先の変更により運用ありきの方法を進めれば、この施設は全国に広がらず、自立更生促進にとって大きなマイナスになる」ということを、私は3回目、4回目で申し伝えております。自立更生保護というものは非常に大事なことで、これから我々も取り組まなければいけないことだと思いますので、これは福島でも、こんな福島の例では嫌だよねと全国に思われるようなものではなくて、全国で、これだったら受け入れできるよねという形のものの意見を、3回目、4回目でも言ったと思いますので、これをぜひ入れていただきたいと思います。よろしくお願いします。</p>
座長	事務局の方、よろしいでしょうか。そういった内容ですが。
事務局	意見につきましては、一応こちらで整理させてもらったもので、さらに整理をしていただいて、議事録と同じような形でお示しをし、直していただくということを考えておりますので、それでよろしければということでございます。
座長	わかりました。 皆さん、この意見集についてまとめた部分ですが、今、B委員のほうからありました内容の若干の変更という部分があるのですが……。
B委員	変更というより追加です。
座長	追加で。 では、C委員。
C委員	きょうの限られた時間の中で、これ全部を確認し合っ、これでいいとか悪いとかということとはなかなか難しいのではないかと思いますので、一応これは事務局側からの案だということですから、それを我々が受け取って検討させていただいて、おっしゃるとおり、改めてこれでいいかどうかということを議事録のようにやりとりするというのでいいのではないのでしょうか。ここで、特に言いたい方がいれば言っていただいて。
座長	わかりました。

今、C委員のほうから提案がありました、この案については、とりあえず持ち帰って、改めて検討するという形で、特にこの中で今言っておきたいことがありましたらお受けしたいと思います。よろしいですか。

では、引き続き懇談のほうに移りたいと思います。

懇談に入る前に、今回欠席された方で、文章で参加されている方がいらっしゃると思いますので、冒頭で紹介したいと思います。

D委員が、4回目を受けて、今回出席できないということで文章参加しております。文章を読み上げたいと思います。

「今回、わがままながら欠席させていただきます。前回の第4回委員会には、いかに発言の自由があるとはいえ、あまりにも差別的な、屈辱的な扱いを受けるようでは、到底出席できる状況にはありません。いかなる対する意見があったとしても、その中に必要なものは信頼関係であり、それを失われては不平等な扱いを受けることには我慢がなりません。①査問委員会にかけられているようでした。②当局の手先、スパイ扱いを受けました。③当局から何らかの恩恵を受けてはいないのか、などを言われました。④当局と談合しているようだ等々、到底許せる発言ではありません。人格侵害の何物でもありません。このような屈辱を受けながら話し合いなど、到底できるものではありません。出席して発言をしたらいいだろうと思いましたが、4回の会合で十分に発言しました。

以下は小生、これまで発言したこと等を整理してみましたので、この文章をもって発言させていただきます。

2つあります。1つは、小生、勝手な思いかもしれませんが。すなわち、委員の中には施設の開所を進めておられる団体・個人の方がおられます。それらの方々の発言はあまりにも少ないです。一步身を引いて、最少限の発言しかせず、各委員の発言をじっと聞いているように見えております。開所するためには、何をどうすべきなのか、反対の意見、疑問点、心配事等をひたすら聞いているようです。そうした心情をもっと理解し配慮すべきであろうと思っています。反対意見からすれば、あまりにも不平等です。

2点目は、先に開所ありきが見えることに大いに疑問を持っています。4回目の会合の中で、生島先生の発言の中で、開所に当たって第三者委員会の必要性が述べられました。賛成です。いくつかの課題をクリアした中で、合意ができた中で開所ができるのであれば、第三者委員会は必ず必要な大切なチェック機関なのだろうと思います。開所しても、もし重大な問題が発生したら閉所もありきぐらいの思い切った権限があってもいいと思います。なにせ新しいことをやり上げるわけですから、スタートして動きだしたとしても問題は起こるかもしれません。そのためには、やはり第三者委員会の存在です。

もう一つ、どうしても別な場所への建設を考えるのであれば、事務方だけで場所を探すのではなく、市民ぐるみで見つける努力をしたって

	<p>いのではないのでしょうか。全委員が施設の必要性を思っていて、現場所がどうしても問題なのであれば、新しい建設場所を見つける努力は、むしろ我々の義務でありましょう。</p> <p>色々と勝手な発言をさせていただきました。この委員会がもともと統一点を見出して、一つの方向性を確認する委員会ではありませんが、5回の話し合いの中で一定の方向性が見えるのであれば幸いです。なおのことクリアできる最大限の努力のもとに、十分なチェック機能が確立できて、開所できるものであれば、大いに嬉しい限りであります。4回の委員会に出席させていただきましたありがとうございます。(D)」</p> <p>一応文章で参加いただきましたので読み上げさせていただきました。それでは本題に移りたいと思います。皆さんのほうから意見等をいただきまして、予定では11時ちょっと前くらいには、皆さんに5回の懇談会に出席いただきましての感想を、お一人ずつ簡単に要点をまとめていただければ、それで最後を締めたいと思いますのでよろしくお願い致します。</p> <p>それでは皆さんのほうから意見をいただきたいと思います。お願いします。</p> <p>E委員、何かもしありましたら。</p>
E委員	<p>私も5回全部に出席することができなかったのですが、今回、この懇談会に出席させていただいて、皆さんそれぞれの立場で色々な御意見があるということは十分理解させていただきました。</p> <p>その上での私の個人的な思いではあるのですが、先ほどD委員が文章で出された思いとかなり重なる部分が多いのですが、やはり一番最初は、この福島市というもの、市民に対する配慮というものが全くない状態でのスタートを切ってしまった。まず、今回のこの件がこれほどこじれている最大の要因がそこにありますし、唯一そこではないかと思いません。</p> <p>今回、皆さんがこういう集まりの中でいろいろ更生保護に関して勉強させていただきましたと、とてもこれから大事なものであり重要なものであるというのは、多分表面上ではあると思うのですが、理解をさせていただきました。だから必要であろうということは大変理解したのですが、こういう施設をつくる上で最大限にやらなければならないプロセスを全部省いた状態で、今建物が建ってしまっているというところに最大の問題点がありますから、やはり1回目でも意見を言わせていただいたのですが、一度、福島市民全員に、こういう施設をつくりたい、協力してもらえないかというような姿勢が、国側に必要なのではないかというふうに思っています。</p> <p>このまま、例えばこの5回の懇談会において説明責任を果たしたかという、全く実は、私は国側は責任を果たしていないと、1%も説明は</p>

	<p>受けていないと、私は理解しています。それはなぜかといいますと、先ほど言いました、国がなんで最初に説明をしなかったか、そこに関しても全く説明を受けておりません。理由があったと思うのです。地域の方たちにしか、会長さんにしか説明はしないで、学校関係者は説明の対象者として全く省いていたわけです。なぜそれを省いたのか、その明確な理由を説明されていません。ですから、今回、この5回の懇談会においては、全く国側は説明責任を果たしていないと私は思っておりますので、まずはそこをクリアにしてから、もう一度、福島市のためにはどういったことをやればいいのかということを踏まえて、福島市民を交えての話し合いというものを、まずは開くべきではないかというふうに思います。</p>
座 長	F 委員、もし何かありましたら。
F 委員	<p>私のほうは、最初から反対という立場にあって、こういう懇談会を立ち上げる前にも、法務省のほうにお話はしておるのですけれども、とにかく地域としては、開所は絶対反対と。そして、やはり、今こちらのほうでおっしゃった方のように、いま一度考え直して、そしてみんな同意できるような要するに場所を見つけまして、そして新たに説明を聞いてその更生施設というものを、全国で、福島ですばらしいものができたというようなことでもってやっていただければなと思います。</p> <p>そんなことで、この前も、全員にはいかなかったのですけれども、結局は何名かの役員の方に、そういったことはやはりやっては駄目と言われた。将来的にも駄目ですよ。要するに、地域から、そういう話をみんなの前で言ってきてくださいということを言われたものですから、そんなことでもって、私の町の場合は、今の場所では開所はできない、新たに白紙に戻して、新たにまた検討して開所したほうがいいのかというようなことを言われてきたものですから。私はまた別に意見を持っているのですけれども、一応、要するに 30 軒の町会の代表として今日はこういうことを言わせてもらっているのですけれども、そのようなことで、D 委員からあったように、やはり福島でもってみんなに喜ばれるような場所に、結局はそういうふうにしてもらいたいというのが私の本音です。</p>
座 長	G 委員、もし一言ありましたら。
G 委員	<p>私も、意見というより、私のものの考え方ですか、それを述べさせていただきます。</p> <p>先ほどD委員のほうからいろいろありました。いろんな中傷的なこともあって、大変それは、自分の気持ちでは残念だという思いも伝わりました。でも、私は、この会は一応、それぞれの立場の方、それぞれの責任のある方で、観察所のほうで最初にこのメンバーを組むときに出していただきました。私も、出していただいた後に、こういう方々だという</p>

	<p>私の感じた現況を考えますと、やっぱり何でも今の状況をプラス思考で考え、これを稼働させなければならぬのです。どういう意味であろうか。それで初めて一步一步、皆さん代表者で来ますけれども、その裏には皆さんの人々がいるんですね。その人たちの安心・安全をやっぱり守ってあげなければならぬ。犯罪を犯した人を更生させなければならぬ。そういった観点で、反対する側の気持ちもわかりますけれども、場所も何も、それはわかります、皆さんの意見はわかりますけれども、やっぱり稼働させるように是非お願いしたいというのが私の個人的な意見でございます。</p> <p>よろしいでしょうか。</p>
座 長	<p>ありがとうございます。</p> <p>H委員、お願いします。</p>
H委員	<p>私は法律には全く疎くて、この更生促進センターについても全くの素人であります。ですから、主体的な御意見を申し上げることはできないのですが、昔から聞かされたことなのですが、世の中の争いは誤解と怠慢、それが原因で起きるのです。今回の場合も、保護観察所の説明責任が十分でなかったということ、反対のお立場をとられる方々も、この機能についての十分な認識になっていないということ、こういう両極に立っての問題がじゃっ起したことだと思っております。</p> <p>ですから、その後の両者のすり合わせで、犯罪者の中でも選別されて保護観察されますよというところまで歩み寄ってこられて、センターの事業そのものについては理解をなされた、基本的には合意された、あとは場所だけのことだと。場所をしのぐのには、やはり両者の英知を出し合っの検討を固められる必要があるのだと思います。これを排他的に見ると、そばにしてもだめだという話、しかし、全体的に救わなければならないという考え方からすれば、そばに置いて作ってやらなくてはならないという立場ということだと思っております。</p> <p>私は、先ほどスライドでありましたが、入所するのは刑期8年以下の方ですという話ですが、それは法律上の刑期が8年ということであって、ここでは3か月間の更生・修練の期間ですから、それを受け入れて世の中が変わるか、そんなところを考えると、私はあまり急に考えすぎる必要はないのではないかと。3か月間、十分な観察の下で自立更生の道を歩ませるといことなのですから、私はそんなに心配しなくてもいいのではないかとこのように考えます。</p> <p>以上でございます。</p>
座 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>I委員、ありましたら。</p>
I委員	<p>私は、2回目の会合だか何かのときに言ったことがありまして、一からやるものに対してはとにかく未知なものが多数あるものだから、で</p>

	<p>は、道をこれから開けていったらいいのではないかとやったことがあるのですけれども、保護観察所のすぐそばで、公園の近くにある、学校もある、こういうところを全国に発信して、我々、色々な代表がいるのだから、そういうものを構えて私はやったほうがいい、開所をしたほうがいいという話をしたことがあったのですけれども、やっぱり今もその気持ちは変わらないのです。とにかく今の子どもたちでも、色々な方々でも、地域の方々や、こういう人たちを守るためには、僕はそんなに危険だとか何だとかとか、同じ人間だし、そんなに私は、また再犯を犯すんだと、頭からそういうことではなくて、この人は本当に自立したいんだという人がとにかくそこに入るのだと、私は保護観察所の職員の方々の意見を尊重して賛成をしたいと思います。</p> <p>あと、いつも反対派の方々が言うことは、とにかく必要なものなのだ、ただあそここの場所がだめなのだということばかり言うのだけれども、では、そういうふうに言うのだったら、反対派の方々から場所はどこどこという選定をしていただければ私はいいいのではないかなと何回か思っていました。</p> <p>とにかく、この文章の中に、設置についての5番目、学校はどこにでもあるという、これは確か私の意見かなと思うのですけれども、とにかく建てるところをこういうふうに限定したならば何もできない。そういうことではなくて、少しずつプラス思考で考えていけばいいのではないかなと考えておまして、とにかく色々な、今日来ている皆さんもそんなのですけれども、色々な代表者なのですから、あと、代表者にも個人的な意見ということを出すのですけれども、団体で来ていれば、その団体が全部、100人が100人賛成しているわけでは本当はないと思う。だから個人的な意見という言葉になってしまうのですけれども、やっぱり一からとにかくやったものに対しては、いろいろなものを想定できるけれども、とにかく少しずつ、何でもプラス思考にいろいろ考えていかないと、私は何にも進まないと思います。そんなことで。</p>
座長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それではJ委員。</p>
J委員	<p>まず、今までこの懇談を皆さんと行わせていただいて率直な感想は、勉強になったなど。特に先ほどのG委員のお話とかもそうなのですけれども、言ってみれば、立場立場ということだけを考えるのではなくて、本当に本音で、本当はみんなには黙っていてほしいことなんだけれども、こうなんだというような、現状をはっきり言ってもらいたいような意見がたくさん出て、本音同士でぶつかり合って、それで、やっぱり一番は福島の現状を改善していけるような方向性を見出す、そういった会になるべきなのではないかと最初から思っていたのですけれども、最初は何か、いつも通り平行線ということだったので、やっぱり、い</p>

ろいろな方とこの会を通じて知り合えたということで、自分自身も見識が深まった部分もあるし、正直な意見に対する、本当にありがたいなという感謝の気持ちが非常に多くありますね。

それが印象なのですけれども、これからの話し合いということで、みんなここにいる方はそうだと思うのですけれども、見識が深まった上で、私自身はやはり、この更生保護を促進していく中で、なかなかこういったプロジェクトの必要性というのは以前にもまして感じております。

ただ、やっぱり、正直な言い方をすれば、国のやり方が非常に不器用だったのかなと。一番最初に、今まで更生保護というのはどちらかというと市民の人にあまり理解されないから、見えないようにやるしかないのではないかという気持ちがどこかにあったのではないかと思うのですけれども、それで結局、僕などは周りをよく通っていたのですけれども、ほとんどわからないような状態で、名前も保護観察所増築みたいな感じの名前でやってしまったという。そういうのではなくて、やはり、一番重要なのは、どこの地域に持っていってもある程度理解されるような状況をつくる、地域の中の場所というのも、それを考える上で非常に重要な点になってくると思うのですけれども、必要なプロジェクト、必要な施設なのであれば、やはり市民の人たちと一緒に最初から考えて、その内容はこういった内容だったら受け入れやすいのか、場所はどこだったら地域の人たちも不安にならないのか、そういったことをやはり一番最初からやるべきであって、そこが一番重要なことであって、それがなければ、当然、この理不尽なことは受け入れられないというのが人間の本质であると思うので、また、それを受け入れなさいというように無理やりのどに物を突っ込むようにやっても、それは対立を生むだけだと思います。

そうではなくて、やっぱり一番最初から考えて、みんなやっぱり、そういったプロジェクトないしは施設の重要性というものを理解できてきたところなので、今の対立構造というものは、そこにもうできちゃったというものがあるから対立構造がなぜかでき上がっているという非常に理不尽な状況であると思うので、とりあえずそうではなくて、一番初めに戻って、やはり、では現状は本当はどういう状況なのか、保護司の方たちが言っている、どんどん再犯率が上がっていっぱい元受刑者の方たちが出てきて、ああいう施設がないとやっぱり危険だというふうな話もお聞きするのですけれども、ではどうするのか、どこにどういうものをつくったらいいのかという根本的な議論を、本当にゼロから、あの施設にこだわらないで始めるのが一番いいのではないか。その上で、保護司の方たち、私たちを含めて、福島はこういったものがあれば更生保護の促進にはいいのではないかという案を出して、それを法務省のほうに届けるといことがもしできれば、一番それが更生保護のためにも福

	<p>島のためにもいいのではないかというふうに思います。</p> <p>漠然とした意見になってしまうのですけれども、私の意見はそのような形です。</p>
座長	<p>ありがとうございました。</p> <p>K委員。</p>
K委員	<p>この会がどういうふうな目的で始められたかということから考えると、情報の公開であるということがまず第一にあったと思います。この会全体を今まで5回まで、私は全部出席しましたが、いわゆる推進派といわれる方と、それから場所に反対すると言われる反対派といわれる方々が、それぞれの意見を述べ合って、また、そこでいろいろ問題が出た場合でも、法務省といいますか、観察所といいますか、そのほうから何もお話がないのです。極端に言うと、情報公開に全然なっていないのではないかというふうなことも感じられました。</p> <p>それから、色々な面で、この会がこれで終わってどうするのかということもあるのですけれども、私は、反対だとか賛成だとかということ言うだけではなくて、それでは我々は今後どういうふうにしていくのだということが一番大切だと思うのです。これからのやり方ですね。</p> <p>極端に言えば、いわゆる反対派といわれる人も、促進派の人たちも、この保護活動はやらなければならないということはみんな一致しているのです。一つ違うのは何かというのは場所の問題なのです。ですから、場所の問題を解決すれば問題ないわけです。この場所の問題についてみんなで考えようというふうな考え方でいけば発展性はあるのですけれども、場所はあそこに建っているのだからあれを開所しようということになると、これは抵抗があるわけです。ですから、そのところの考え方だと思うのです。</p> <p>場所を考えようとするれば、学校はどこにでもある。もちろん小学校はどこにでもあるわけですが、数の問題があると思います。例えばその場所から半径1キロなら半径1キロ内に学校が1つしかないような地域とか、10ある地域とか、そういうことがあれば、当然それに対するリスクの問題を考えればどっちがいいかというふうなこともいろいろ出てくると思いますが、そういったことをお互いに考えながら、この場所はどうかろう、この場所はどうかろうというふうなことをみんなで話し合っ場所を決めるといいますか、候補地を出して、そしてみんなでそれについて検討する。そして、その地域の方々に対して御理解を得るために、今回やったようなミスのないように、まず地域の方々の御理解を得られるようにいろいろな情報をきちんと提示して、こういうふうなことでやりたいのですが御理解くださいというふうなことがなされていけば、必ずしもそういう施設というものは、誰でも反対なのだから絶対反対運動は起きるといいうふうに固定した観念でその物事に当たる</p>

	<p>のではなくて、やってみて、そしてダメだったらまた別の場所ということもあるだろうし、今までの18年からやってきたことで、中に失敗した例がいっぱいあるわけですから、そういったことを踏まえて皆さんの御理解を得られるような方法でやっていけば、必ず道は開けると思います。</p> <p>それから、反対することが決してマイナス思考ではないということです。反対するということは、よりよくしようとして反対しているわけですから、これも一つのプラス思考なのだということも、ぜひ御理解いただきたいというふうに思います。</p> <p>以上です。</p>
座 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>C委員、そのほかに意見お持ちでしたら。</p>
C委員	<p>この懇談会が始まったときにも私はポイントとして申し上げたのは、やはり学校ですから、子どもたちの安心・安全、これを考えていかなければならない。そこからスタートしていろいろ話し合いが行われました。また、いろいろな御説明も聞かせていただいたし、保護司の方たちのお立場、そして、普通だったら聞けないようなお話も聞かせていただきました。そういう意味では、不十分ではございますけれども、我々もある程度理解が深まったのかなというふうに思っています。</p> <p>それは非常にありがたかったですけれども、ただ、どうしても私はやっぱり、説明責任とかそういうことを言うつもりはないのですが、まだまだ納得できないとかよく分からないのは、子どもにとって本当にあそこに置くのがいいのでしょうかという、この質問に対する説明が一つもない。安心して大丈夫だよと言えるような、それを我々は聞いていないのです。</p> <p>非常に私は残念だと思ったのは、先ほどからも出ていますけれども、やはりスタートポイントが国側というか、どちらかという、こういう言い方は気に障るかもしれませんが、我々から見るとやはり上から目線的な形で物事が進んでしまった。子どもたちのことを考えたのか、どう見ても考えたと思えない。この間、「いや、リスクは一緒なのだ。人の集まる場所はどこでもリスクが一番高いのだ。そういう意味では学校が一番高い。しかも一番危ないのは教師だ」というふうなお話がございました。すみませんけれどもこういう言い方をさせていただきますが、やはり上から目線ではない。やっぱり、保護観察所というか、ある程度官を経験された方の、そういう上から目線での話、そんな言い方をしたら教師全員が本当に子どものことを考えていないような、非常に危ないのだというような、そんな言い方をしても何も解決しない。</p> <p>そんなことを言いますと、この間の刑務所の部長さんが、やはり受刑者の方に性的な暴行を加えたという話もありますし、では、刑務官の方</p>

たちがみんなそうなのかというと、そんなことはありません。確かに弱い人たちがいる。これは教師にもいますし刑務官にもいます。保護観察官の方たちにもいると思います。しかし、全体的に一生懸命にその人たちのことを考えてやっているのです。ですから、それをそういう言い方をされたのでは、本当に、やっぱり官の上から目線は変わっていないなというふうに解釈せざるを得ないなというふうな気がして、私は聞かせていただきました。

ですから、子どもたちにとって本当に安心・安全を考えているのかそこがやっぱり私には見えない。では、あの場所は何とかしてください、やっぱり開所ありきのような形にしか私は受け取れないです。これは先ほどから出ていますように、それぞれのお立場があるし、開所せざるを得ないという立場もあります。そういうことは大変だと思うのですが、何とかしてやはり、この地域のために考えるということを是非していただきたいなというふうな気がします。

もう一つ申し上げたいのですけれども、子どもたちのことをまず考えなければならぬというのが我々の立場ですし、それはお願い申し上げているのですけれども、もう一つは、どうも最近、私は入所者のためにもあそこに本当につくっていいのだろうかということがますます疑問になってきております。

実はこの間も一言申し上げましたけれども、ダルクの方がこの間来ましたよね。あの方たちが、賛成派の陳述のときにいろいろとお話ししてくださいました。我々の高等学校でも、この間、3年生対象に仙台ダルクの人たちに来ていただいて講演会をしていただきました。いかに薬物が恐ろしいかという話をして、ダルクの人たちは自分で薬物をやってしまっ、何とかそれから抜け出したい。それも、みんな、そういう人たちが集まって励まし合って抜け出そうとしている人たちです。その人たちが話した後で、子どもたちにはものすごくインパクトがありました。

「ああ、そうか。こんなに恐ろしいものだ。1回でもやったらとんでもないことになる」。一番、どうしても手を染めるきっかけは友人の誘いだそうです。友達もしくは恋人たちが言うと、やはりそれに入ってってしまう。これは恐ろしいのだという話がありました。

そのときに、子どもたちがいくつか感想文を書いているのですが、一番印象に残ったうちの大きいポイントの一つは、「では、あなたの友達がそういう薬物をやっているとわかったときに、あなたはやめなさいと言いますか」。子どもたちは当然やめろと言うと言うのですが、「言うてはいけない」というのです。ではどうするのか、「逃げなさい。薬物をやった人、あなた方がいくらやめなさいと言ってもやめられない」。これはダルクの人たちがさんざん苦勞しているように、いくらやってもなかなか抜けられないのです。ですから、「あなた方は逃げなさい。そういう人たちのそばにいちゃだめだ」という言い方です。「もう仲間と絶

	<p>縁しなさい。それしかないのだ」ということを言っています。</p> <p>ダルクの方たちがこの間の証言で、これは福島のダルクの方なのですけれども、やっぱり私はあの場所が適切ではないと、適切だとはどうしても思えないという話をさせていただきました。ダルクの方たちもうなずいているのです。自分たちはかなり田舎のところで共同生活をされているわけですが、そういう意味でも、本当に依存度が進んだ人は入れないと言いますが、依存度が進む・進んでいないということはあまり関係ない。1回やってしまったら、やはり非常に難しいという話をそこで聞いております。ですから、そういうこともあって、本当にあそこが入所者の人たちにとってもいいのだろうかということを考えると、ちょっと違うのではないかなという気がします。</p> <p>ですから、ぜひとも場所ありき、やっちゃったのだからどうしても地元を押しつけて、賛成派、反対派で話し合って、何とかそこを開所しようと持っていこうということではなくて、もっと根本的に、本当にこの地元福島にとってどういう場所が一番よくて、どういう条件だったらいいのか、先ほどから出ていますけれども、それをしっかりとゼロベースで白紙撤回した上で考えていくということが私は非常に重要ではないかと思います。よろしくお願いいたします。</p>
座長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、最初にお話ししましたように、この10月から行われて、今日が5回、それに対して参加されての感想、また福島市のために今後どうしていったらいいのか、もしお考えがありましたらお聞かせいただきたいと思います。</p> <p>今、ずっとお話しいただいた方以外の方、またお話しいただいた方でも、もう一度話してみたいという方も合わせて、順番にいきたく思います。よろしいでしょうか。</p> <p>L委員、お願いします。</p>
L委員	<p>私、5回のうち1度だけ欠席しましたが、まず、私が一応今まで、最初に申しましたように、3町会でしたときに話を伺って、こういう施設というのは絶対必要、もしも我が子にそういう子があって、何か事情があってうちで受け入れられない場合には、やはりそういうところをお願いするしかないと思ったから、そういう施設は必要だと思って、一応、そういう施設そのものに対しては賛成。場所的には、非常に私も甘い考えでいて賛成だというような感じでした。ところが、たまたまうちの同居している家族が学校のPTAの役員をやっている、「あなたは賛成というけど、PTAのほうでは何もそういう話を聞いていないで、反対しているのに」と言うのです。私、とんでもない、というのはうちの中で対立があったんです。これは困った、施設そのものに対しては絶対こういうものはしてやらなくては子どもたちだって困るんだし、とい</p>

	<p>って、場所についてまでは深く考えなかったのですが、ただ、この会に出て、皆さんそういう施設に対しては理解があるということを知って私もほっとしたんです。</p> <p>ただ、場所的には、確かに色々学校が多いとか何とかありますし、それに、万が一何かあって、再犯率が何%とかと聞いていますけれども、絶対その人たちがしないということはやはりないと思います。そのときに、子どもに危害を加えられて誰が保障してくれるのだとなると、ちょっと何とも言いようがないので、やっぱり場所については皆さんと一緒にこれから考えて、施設そのものに対してはということ、非常にこの会に出て、皆さん同じ意見でほっとしたという感じです。非常に有意義な会議でした。ありがとうございました。</p> <p>以上です。</p>
座長	<p>ありがとうございました。</p> <p>すみません、ではM委員、お願いします。</p>
M委員	<p>賛成、反対、いろいろ感情的な対立のようなものもありましたけれども、ただ一つプラスになったことは、私も含めまして、この更生保護ということを知った、そして関心を持ったということについては、私は本当にプラスになったと思います。</p> <p>先ほどの法務省からの説明で、最初の目的とはかなり違ったもの、入所の条件とか何かの点で譲歩されたものがあつたと思います。そういうことも含めて、法務省サイドからだけではなくて、先ほどのD委員の意見にもありましたように、第三者機関というのですか、そういうものを作っていく必要があると思います。運営について、また今後についてもそういう機関の中で審議して行くことによって、開かれた更生保護というのでしょうか、そのことによって、結局は再犯のみならず犯罪全体に対する抑止力にもなることを期待したいと思います。</p> <p>先ほどどなたかがおっしゃいましたように、法務省の「上から目線」だけでは、これからの更生保護は成り立って行かないということだと思います。更生保護は法務省だけでは出来ないのだ、やはり市民を巻き込まなければ出来ないのだということを法務省も、みなさんも感じたのではないのでしょうか。私も本当に勉強になりました。</p> <p>第三者機関というものを立ち上げ、また、場所についても、そこどころから検討していく。出来てしまったものをそのままにするのはもったいないという考えもないわけではないのですが、場所についてもそこで考える、ということもあろうかと思えます。また、入所者に関しては先ほどお示しいただき、覚せい剤の依存性の話がありましたが、私は一度でも覚せい剤を使ったとされた者は入れないというような厳しいものを希望したいと思います。その様なことも、第三者機関を早く立ち上げ、精査していく必要があると思うのです。</p>

	<p>今までの経過、決定したことを、今できているところの住民の方、更には市民の方々に再度示すこと。そして、第三者機関を早く立ち上げるということが必要なのではないかと思います。</p>
座長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、N委員、お願いします。</p>
N委員	<p>言わなければならないと思っていることは、これまでにお話をさせていただいたわけですが、一つ、自分たちの保護司という立場で、私は直ちに開所をお願いしたいと願っている者であります。これは、変わってはおりません。</p> <p>と申しますのは、私は教誨師（きょうかいし）という形で福島刑務所のほうへ赴いております。大体月1回、私の場合は、住職でありますから、宗教教誨ということで、受刑者の方が、私が所属する教団の教えがいいという方が1時間ほど集まってお話をするわけであります。目の前にいるその人たちは、刑務所において、どんなふうな形なのかというと、きちんとやはり矯正教育を受けて、ちゃんとした生活を今しようという形になっております。刑務所もやはり一つの教育機関でありますから、出所したらすぐ普通の市民としてという形で教育をするわけでありませぬ。</p> <p>私たちの切迫感として、犯罪の実態という部分で、凶悪なものは一握りかもしれませんが、窃盗とかそういうものは、この時代の中で私たちは増えていると、そのように実感しております。</p> <p>そして、逆にいうと、その後矯正の教育を受けても、いきなりぽんと出されてしまったらば、また大きな再犯を繰り返しか生きていく道がない。無銭飲食からコンビニでの窃盗とか、中にはもう面倒くさいから再犯をして刑務所の中に入れてもらいたいという人までいる。こういう実情の時代になっているところがありますので、実際に担当する保護司としては、何とかあちらの世界に行ってしまう人たちを、こちら側の世界で、いわゆる善良な市民として、また更にさらに生き直してもらいたい。お涙ちょうだいの時代ではないのです。これは、自分の家族も含めて、妻も母親も子どもたちも、実際には3人ぐらいを預かっていた時代には、1か月に必ず2回は来てもらわなければなりませんので、6回、必ず私の自宅に来て、その人たちが過ごす。先ほど、数字の話になって申しわけありませんが、0.7という数字は刑務所で成績のいい者というのは、それ相応に、それなりにきちんとした実績と判定基準があるものです。ですから、私が担当した人で、その後、何か大きな問題を起こしたとか、保護司に殴りかかったとか、危害を加えたとか、そういう人はいません。それは、判定というものをきちんとある程度やっているわけでありませぬ。</p> <p>ただ、その中で、センターのある意味で大きな部分は、引き受け手が</p>

	<p>ない人、母親とか父親とか兄弟とかの引き受け手がない人がそのまま放っておかれると、またそちらの道に行ってしまう。だから、それを何とかこちらに引き戻すための一つの更生保護という教育の一バリエーションとして、どうしてもこういうパターンが必要なのであります。お金が国にあるのならば、47都道府県に直ちにこういうものをつくっていただいて、10人でも15人でも、そちら側に渡らないように、こっち側の世界で持ちこたえてもう一回生き直すように、そういうことをちゃんとやっていくことが私は本当は必要なのではないかなと思います。</p> <p>言い尽くされている部分で、もちろんそれと共に私はいろいろなお話をお聞きしながら、学校というところの厳しさや、また、その保護者の方々の9万という数、なぜという、それは知らないということなのだと思います。</p> <p>それから、更生保護が、もしこの会の一番大きな力があるとすれば、これから更生保護を一生懸命考えてくださって、先ほどM委員がおっしゃいましたけれども、全体が裁判員制度のように国民がある程度直接かわりながらそういう形のものをするように、更生保護も直接、市民・県民・国民が、やはりわかって、それに携わっていただけるというような大きな力になっていただければ、この5回の懇談会というのは本当に意味があったのだろうなということがあります。</p> <p>でも、若いお父さんやお母さんは、自分の子どもを預けていたら、それは私も同じでありますので、不安は当然だと思います。ただ、ある程度、選ぶ方に関しては絶対にある基準をきちんと守って保護観察にしている、仮釈放にしている、そのあたりもどうか御理解をいただいて、ぜひこういう新しい形の観察所の中で観察官が直接濃密に携わってくださるというパターンが実行できるようにお願いしたいなと願うところでもあります。</p> <p>以上でございます。</p>
座長	<p>ありがとうございました。</p> <p>○委員、お願いします。</p>
○委員	<p>私の意見、ほとんどN委員から話が出ましたが、一つには、更生センターと申しますのは、皆様方、理解している、理解しているという話の中で、逆にとらえているところがあるのではないかと思います。逆にとらえているのは、犯罪組織をあそこにつくるような話、悪の巣窟をつくるような話がございますが、そういう場所ではないのです。更生させるための施設なのです。その点をお間違えなく理解をしていただきたいと思います。</p> <p>そして、学校がたくさんある、文教地区だ、そういった話もありますが、引き受け手があります仮釈放の者はどこにでも住めます。どこに住む権利もございます。そして、刑期が満了になれば、またその方も同じ</p>

	<p>ようにどこにでも住める権利がありますし、住めます。条件としては、私は、更生センターがあるから云々ではなくて、すべてのもの、同じ条件でのものであると思います。</p> <p>さらにもう一つは、この5回の懇談会、そして懇談会以外に合同会の関係者の皆様方と話し合いをする機会がございました。2回ほど話し合いをいたしました。そのときには本当に我々の立場も理解していただいておりますし、我々も守秘義務を越えない内容については合同会の皆様にいろいろと話をしてまいりました。さらには、合同会の方の生のお話も聞かせていただきました。</p> <p>その中で、私はこの5回の懇談会をさらに前向きにとらえる、これから将来に向けていくということで、生島教授のほうからもございましたが、ワーキンググループというのですか、将来にわたってまた話し合いをしていく、M委員からも話がありましたが、第三者でもってこれらの在り方について協議、話し合いをしていく、これが必要なのかな、大事なのかなというふうにも思います。</p> <p>私もN委員と同じように、1日も早い開所を願っている者でございます。</p> <p>以上であります。</p>
座 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>G委員、いいですか。もしそういうことがあれば続けて。</p>
G委員	<p>ここにおられる方々は、ある意味私よりも更生保護に関しては非常にすばらしい考えを持っております。私、再度申し上げたいのは、確かに文教区、いろいろそれはあります。学校の校長先生も本当に勇気の要ることだと思えます。こうやって自分の校名を背負ってここに出られておるわけですから、普通の一般県立の校長先生なら来ません。そう思います。それが、こうやって出てこられて、これは自分たちの生徒を守りたくてお話されていると思えます。</p> <p>PTAの方々も、これは全員とはいいませんけれども、やっぱり学校名を背負って出てきているわけです。それは何でかということ、やっぱり自分たちの子どもをより安心して通学させて人づくりをしたいということでもあります。</p> <p>そういうものをすべてくみ上げて、私は一つここにあるということで、それは上のほうからということでありましようけれども、やっぱり私はO委員が言ったとおり、この間の懇談会のときに、この席でないところですが、例えば学校にだって通って、この促進センターから半径500メートル以内で、この入所した者がそういった再犯を起こす、また生徒を含んだそういったことを起こせば、それは当然この責任なのですけれども、学校に通ってくる生徒は、特に高校生くらいになれば、郡部からも来るのです。そういうところで起きた場合には、それもこのせい</p>

	<p>か、それはそうではないと思います。</p> <p>あと、私も消防もやっていますが、この近辺でもかなりの不審火もあります。そういったものもろもろを考えて、本当の意味で私は子どもさんを守ってあげたいし、ここの住民も守ってあげたい。そういった意味の一つの方策ですから、まず、ここのところを皆さんに、だから私はお願いするのです。皆さん、立場では反対という言葉になるのですが、やっぱり自分の意見を述べれば、推進したいという方からすれば反対意見になってしまいます。けれども、そういうことは超越して御理解賜って、ぜひこれを、開所といえ、ここで扱って真っ当な人間をつかって、それが自分たちの安心・安全につながっていくという御理解を切にお願いしたいということでございます。</p> <p>以上です。</p>
座 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>H委員、もし話し足りない部分がありましたら。</p>
H委員	<p>私は先ほど申し上げたとおり、全くのずぶの素人でございます。至道会などというものが存在していたことすら知りませんでした。今回、この懇談会に参加させていただいて、あの施設を見せていただき、また、それに対する保護司の方々の熱い気持ちを感じさせていただきました。</p> <p>そこで、今まで事故がなかったということでございますから、この安全性については過去の例からして確立されているのではないかと思います。先ほど話がありました、いわゆる模範的な人だけをここで、さらに社会復帰できるような更生施設なのですという話がありました。ですから、立ち直る気持ちを持った人にチャンスを与えてやるということですから、これは歓迎してもいいのではないかと考えます。</p> <p>ただ、保護観察所に御注文をさせていただきますと、あの施設ができる前にこの懇談会があって、市民から広く意見を傍聴して、それから進めるべきではないかというふうに考えます。さらに、町内会を通しての説明がありましたということですが、私も町内会長をやっておりますが、行政の一方的な説明を30分、40分聞いただけで、町内会長が十分な理解をして住民に説明責任を果たせるかということになりますと、大変私は不安です。ですから、この懇談会が5回開かれて広く意見が出ました。まだまだ足りないところがあるかと思いますが、これを踏まえて保護観察所は、広く市民に、こういう事例で、こういう意見がありましたが、こういう対応をして、皆さん方の安心・安全は確保できますよと、それを更に充実できる、年間200人くらいということですから、そういうふうな話をして、社会全体が明るくなるんです、そのステップですという説明があつていいのではないかと思います。</p> <p>もう一つは、全国のセンターの中でも20人というのは一番大きいです。これは、今の情勢からすると、20人の人の職場を得るということは</p>

	<p>大変困難な状態だと思います。ただ3か月あの中で過ごすことになる、かえって悶々して、20人ということになると、野球で2チームつくれる。徒党を組んだということになると、せっかくの機会が台無しになってしまう。そういう危険性もあるのではないかとということになると、ただ、20名というスケールメリットだけで施設をつくったとなると問題ではないか。保護観察の運営のあり方についても一石あるべきではないかという考えです。</p> <p>以上でございます。</p>
座長	<p>ありがとうございました。</p> <p>I委員、もし話したいことがありましたら。</p>
I委員	<p>私は、N委員なりG委員が言ったとおり、あちらのほうにたまたま間違っていた、どうしてもまたみんなと一緒に生活をしたいのだという、そのためにはとにかく自立支援センターで3か月なり、本当は3か月では人間は立ち直れないと思うんだよね。仕事だってそんなに見つからないと思う。だから、言って悪いけれども、そういうところがあるのならば、沼田町とかそういうところみたいに、半年なり10か月なりとか、そういうふうにもう少し長く置いて、お金を少しでもためれば、衣食住とって、やっぱり人間は困ったときに、犯罪を犯すのは何かといったら、食べ物がない、住むところがない、着る物がない、とにかくこういうものがなければ再犯は必ず起こる。</p> <p>ああいう施設がほしいというのは全員同じなのですがけれども、私は、とにかくもう少し期間を長くして、もう少しお金をためさせて、それから我々と一緒に生活できるような、そうしていただければ幸いかなと、このように考えます。</p> <p>ありがとうございました。</p>
座長	<p>ありがとうございました。</p> <p>J委員、もし話し足りない部分がありましたら。</p>
J委員	<p>一つ思ったのは、先ほどのN委員とM委員から出ていた第三者機関というもの、僕はこの第三者機関の話を聞いたのは、ちらちらと聞いたことはあるのですが、ほぼ初めてで、話し方だと、N委員とM委員は第三者機関の内容というのは……。</p>
副座長	<p>私の前回での発言です。</p>
M委員	<p>そうです。</p>
J委員	<p>そうですか。この懇談会の流れを今まで見ていて、ちょっと疑問に思ったことがいくつかあります。それは、まず一つは、一番初めに懇談会をやるときに、まず、私たち合同会というのは、合同会の代表がいるわけではなくて、ただ、反対している団体が10団体ほどあったものですから、反対している10団体を、とりあえずその10団体で集まってお話をする機会をつくらうということで、それを合同会という、合同の会議</p>

みたいなものですね、そういうふうにつくって呼んでいるのですが、その各団体の代表はそれぞれ事情が異なって、意見もやっぱり違うので、全員ここに参加させてくださいと、それで、それぞれの建設的な意見を出していきたいというふうに言ったら、やっぱりひとくくりで、合同会からは3名しか入れないという話が一番初めにあって、何度お願いしてもやっぱりそうだったのでですね。

そうすると、僕らは残りの7名を代表できるわけではないので意見がやっぱり限られてきてしまう。そうすると、ここで何か、例えばこっちの方向に行こうとか、何かそういう建設的な話が出て、残りの7人のコンセンサスが得られたわけでも何でもないし、逆に、僕ら代表だけでこうやって話し合っても、残りの署名してくれた人たちというのはそのことをくまなく知っているわけではない。まとめて言えば、市民全体を巻き込むようなやり方をしないと根本的に何の問題の解決にもならないと思います。

先ほど、N委員が言ってくださったように、全体を巻き込むような、全体で考えるような方法論というものをみんなで考えて法務省に提示していく。それは場所のことも含めて、僕らの論点は場所ですので、場所のことも含めて、では、どこでどういった方法でやっていけば一番更生保護のためになるのかということをごくこういったメンバーで出して、それで法務省に伝えていくというのがものすごい有意義なのではないかなというのが僕の意見です。閉ざさないということです。

例えば傍聴に来てくださっている方々でも色々な意見があると思います。でも言えない。言えないのは僕はおかしいと思うのです。やっぱりいろんな意見があつてしかるべきだし、それを聞いてしかるべきだと思います。それを踏まえて現実的な観点から解決策を見出すべきであつて、それが言えないというのはおかしい。

例えば、今回の話し合いにも、僕はこれは市議会が出した意見書がもとになっているのだから、市議会の議員さんを何人か呼んで、その議員さんに、「では、その意見書の内容についてどういうものだったのですか」と本当の意味合い的なものを聞きながら、参考人として呼んでやったらいいのではないかといたら、それもだめだと言われました。閉ざすのがよくない。やっぱり、もっともつといろいろな人を……。保護司の方にもいろいろ本当に勉強させていただきました。本当にありがたいと思います。いろいろな保護司の方に来ていただいて、逆に反対する人たちにもいろいろな人に来ていただいて、公開して、それでこそ前向きな話し合いになるのであつて、閉ざしているのではやっぱり何の解決にもならないのではないかとというのが僕の根本的な意見です。

最後に、もう何回か言ったのでまたかと思われるかもしれませんが、実際、仮釈放の人、現実的に言って、更生し切れている人、更生し切れ

	<p>ていない人、いろいろいると思います。その現実を見つめて、実際は安全なのだから、全然リスクがないのだからというのは、やっぱり仮釈放の人たちが起こしている犯罪というものがこれだけいっぱいある、新聞にたくさん出ます、その中でリスクがないということは言えないと思います。ただ、リスクがないのだと言ってしまうと、嫌な言い方かもしれないけれどももうそみたいに聞こえてしまうので、そうではなくて、リスクはあるけれども、それよりも何とかしなければいけない問題もたくさんある。それを現実的に、リスクはあるのだけれどもどうすればいいのか、現実的な、どうにかしなければいけない状況の中で、この施設をつくるというリスクも多少あるけれども、じゃあ、どこに、それをどういうふうに持ってきてそれを解決すればいいのかという、そういう現実的な話をしないと、根本的な解決にはやっぱりならないのではないかというふうに思います。とりあえず、情報を全部出して、それについてみんなで考えて、みんなで結論を出さない限りは、閉ざされた中で限られた情報で話し合っても、その方向性は見いだせないのではないかというのが僕の意見です。</p> <p>ただ、この会に参加させていただいて勉強になったことはたくさんいろいろあります。僕は僕の立場で自分の意見をどんどんこれからも言っていきたいと思いますので、これが日本全体の、福島の更生保護の促進、あるいは安心・安全につながっていけばと切に願っているというのは今でも変わっていません。</p> <p>ありがとうございました。</p>
座長	<p>ありがとうございました。</p> <p>B委員、一言あれば。</p>
B委員	<p>保護司の方の逼迫した状態、色々なところで聞きまして感じています。本当にどうにかしなければいけないのだなということはよく感じています。</p> <p>ただ、これは福島だけの問題ではなくて、本当に全国同じような状態なのかなということもよく感じました。こういった施設は47都道府県につくっていかなければ、これは早急につくっていかなければいけないというのわかります。そのためには、やはり福島での自立更生センターの考え方は、住民の同意、そして学校関係者の同意も得なければいけないのだと思います。そのために、我々も頑張っていきたいと思います。ぜひ、これが全国に広がっていく試金石になっていただきたいと思います。</p> <p>以上です。</p>
座長	<p>ありがとうございました。</p> <p>C委員、もし一言あれば。</p>
C委員	<p>一言最後をお願いしたいことがあります。</p>

	<p>なかなか前向きな会ができれば一番いいなと私も心から思っております。その中で、一つぜひお願いしたいのは、今、場所の問題と入所の条件の問題が多分これからされるのではないかと思いますけれども、その中で自立更生促進センターとはこういうものだということが有識者会議の報告書の中に書いてあります。ですから、その状況を、いや、しかし、ここはこうしたい、こうしたいとおっしゃっていただくのはありがたいのですが、それをどういうふうに我々は信じたらいいのか、非常に申しわけない言い方ですが、企画官がおっしゃるように、これでやりますとおっしゃっていたのは非常にありがたいのですけれども、では、企画官が今の部署を変わられたらどうなるのかとか、どれだけの保障があるのか、国として、もしくは法務省として、今後こういうふうにやっていきますという保証をぜひ、そういう話し合いが今後持たれた場合には、絶対保証できますよということをお願いいただければ、もしくは示していただければ、非常にありがたいなと思います。</p> <p>申しわけないですけれども、官のやり方で、諫早の問題とか、いったんこれだと決めたら、時間がかかってもそれをしっかりとやっていくというのが、やっぱり官の一つの仕事のやり方です。ですから私も、ああいう自立更生促進センターという看板がある以上、いずれそういう人たち、今はそういう人たちは入れませんという人たちも、検討しなければならなくなるということは確かだと思います。ですから、その辺りを含めてどうするのかということもしっかりと話し合いの中でお示しいただければありがたいなと思いますので、よろしく願いいたします。</p>
座長	<p>ありがとうございました。</p> <p>副座長さん、まとめの意見をお願いします。</p>
副座長	<p>一つは私のほうにも振られていましたから、子どもの安全をゼロに、一番問題になっているのは、ゼロか100かという議論は避けたいということはずっと申し上げていて、実際気になっていたのが、子どものためにリスクをゼロにしたいという議論が一つあって、そのゼロにしたいということであると、それはなかなか現実的に難しい。人が集まる場所には当然いろんな問題が起こる。例えば子どもの安全ということであれば、子どもが一番集まる場所は学校ではないか。一番御心配されていた性犯罪ということであれば、大変残念なことだけれども学校の中でも起こっているということを申し上げたので、それについて、上から目線というふうにコメントされるのは私としては心外でございます。</p> <p>それから、何人かの方が触れていただいてありがたいと思いました。まず、第三者機関というのですけれども、大きく分けて国レベルの問題と福島のレベルというものを分けて考えなければならない。皆さんがおっしゃるように、最初に開所の問題があった段階で国レベルの説明がきちんとなされていないというのは全くそのとおりで、それについて、そ</p>

	<p>れから、国レベルの政策としてこういう不手際があった、不十分があった、手続き的にも、ということです。</p> <p>先ほどパワーポイントで示されましたが、まだまだ説明責任が果たされていないというお話もありましたし、その意味では、パワーポイントではなくて、きちんと文書にした形で、もう一度あの内容をきちんと明示していただきたい。これは法務省、国レベルでしていただかなければいけないことだと思っています。先ほど、それが保証されるのかということもありましたので、その意味でもきちんとした文書で、国レベルから先ほどの内容を示していただきたいというふうに思います。</p> <p>次に、それは国レベルですが、ここから先は福島安全ということを考えなければいけないということを皆さんおっしゃっている。そのとおりで、これからは福島の議論としていきたいというふうに思います。福島安全が大事だということは皆さんおっしゃっているので、その意味で、福島としてどういうふうに考えていくか、それも、ゼロか100かではなくて、もちろん開所ありきでもないだろうし、全く白紙でもないだろうし、ただ、ゼロか100かという議論になりますと議論になりませんから、そこはそうではなくて、きちんとした情報提供も受けて、そのかわり私たちも、もしそこに参加するならば、きちんと秘密保持も守らなければいけませんけれども、そういった中で、ある程度秘密保持も考えると、ある程度人数を絞って、その代わりにしっかりと情報提供を受けることが出来る、それを前提にして運営が開始されるとしたら、どのように運用しているのか検証も必要なことだろうし、第三者機関の設置については、どのように考えているのか福島の現場の責任者という所長ですから、所長からきちんと確認したいと思っています。</p>
座長	それでは所長からお願いします。
事務局	<p>今回の懇談会では5回にわたり、たくさんの皆さんから非常に有意義な御意見を頂戴し誠にありがとうございました。どのような措置を講じれば福島自立更生促進センターが福島の安心、安全に役立てていけるのかこの懇談会で出された意見をふまえ、これからも御意見をお聴きするなどして考えていきたいと思っております。</p>
座長	<p>それでは、時間となりました。この辺で終わりにしたいと思います。皆さん5回にわたり本当にありがとうございました。つたない座長の力不足で御迷惑をお掛けいたしました。最後に私からも一言申し上げたいと思います。</p> <p>この懇談会を通じて本当に、施設の大切さを理解したという感じがします。D委員のように、毎回どんどん考えが変わってきた方もいらっしゃいます。また皆さんの意見が近くなったと思います。私としても今後も皆さんと継続して話し合える場が欲しいと思っています。</p> <p>それでは皆さん本当にありがとうございました。</p>

傍聴者	疑問点がある場合、傍聴者はどうすれば良いのでしょうか。
事務局	委員以外の方の御意見につきましては後ほど承りたいと思います。
傍聴者	意見ではなく疑問です。後ほどとはいつですか。
事務局	これが終わった後にします。
J委員	みなさん、ちょっとだけいいですか。私も傍聴の方、市民の方から意見が言えないのはおかしいと思います。開かれた会議のはずじゃないですか。 ここで傍聴している方の意見を聞いても良いのではないのでしょうか。
司会	会場の関係もありますので、この場は終了させていただきたいと思えます。 懇談会の議事録につきましては、委員の皆様の御協力のもと、第1回、第2回は確定し、第3回分を先般確認していただき、第4回分は現在確認していただいているところです。今後確定したものから順次、法務省のホームページ上で公開する予定です。 委員の皆様には議事録に関係する事務等で今後も何度か連絡を取らせていただくこととなりますのでどうかよろしく願いいたします。